大牟田市延命配水池更新工事

工事請負契約書（案）

平成３０年１０月

大 牟 田 市

大牟田市延命配水池更新工事請負契約書

１事業名　　大牟田市延命配水池更新工事

２工事場所　　大牟田市昭和町地内外

３事業期間　　平成３１年３月●日から 平成３５年３月３１日まで

４請負代金額　　￥○○○－

（うち取引に係る消質税及び地方消費税の額￥○○○－）

５契約保証金　　要　　□契約保証金の納付　　□有価証券の提供

□金融機関又は保証事業会社の保証

□公共工事履行保証証券　　□履行保証保険

６前払金　　有

７部分払　　有

８建設工事に係る資材の再資源化等に関する記載事項

（１）　解体工事に要する費用　　￥○○○－

（２）　再資源化等に要する費用　　￥○○○－

（３）　分別解体等の方法　　●●●

（４）　再資源化等をする施設の名称及び所在地　　●●●

上記の事業について、大牟田市（以下「発注者」という。）と●●●共同企業体（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場における合意により、次の条項によって大牟田市延命配水池更新工事請負契約　（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年３月　　日

発注者　　名称　　大牟田市
所在地　大牟田市有明町２丁目３番地
代表者名　大牟田市●●●　　印

受注者　　●●共同企業体

代表者　　商号又は名称
所在地
代表者名　　印

構成員　　商号又は名称
所在地
代表者名　　印

構成員　　商号又は名称
所在地
代表者名　　印

構成員　　商号又は名称
所在地
代表者名　　印

目次

第１章　総則 1
第１条　（総則） 1
第２条　（定義等） 1
第３条　（契約書類） 3
第４条　（規定の適用関係） 3
第２章　本契約の対象 3
第５条　（本契約の対象） 3
第６条　（全体工程表の提出） 3
第７条　（単価合意書の締結） 4
第８条　（工事用地の確保等） 4
第９条　（受注者の義務） 4
第１０条　（発注者の責任） 5
第１１条　（契約の保証） 6
第１２条　（権利義務の譲渡等） 7
第１３条　（一括委託又は一括下請の禁止） 7
第１４条　（下請負人） 7
第３章　知的財産権 7
第１５条　（著作権の譲渡等） 7
第１６条　（著作者人格権の制限） 8
第１７条　（著作権侵害の防止） 8
第１８条　（特許権等の使用） 9
第１９条　（秘密保持義務） 9
第４章　作業の実施 10
第２０条　（事前調査） 10
第２１条　（実施設計） 10
第２２条　（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更） 11
第２３条　（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用の負担） . 11
第２４条　（電波障害等対策） 12
第２５条　（本設計に係る監督員） 12
第２６条　（本設計に係る管理技術者） 13
第２７条　（本設計に係る設計主任技術者） 13
第２８条　（本設計に係る照査技術者） 13
第２９条　（本設計管理技術者等に対する措置請求） 13
第３０条　（本設計に係る貸与品等） 13
第３１条　（引渡し前における設計図書の使用） 14
第３２条　（工事目的物の施工） 14

第３３条　（本工事に係る監督員）..... 14
第３４条　（本工事に係る現場代理人、主任技術者等）..... 15
第３５条　（施工管理等）..... 15
第３６条　（本工事の場所等）..... 16
第３７条　（建設機械及び機器）..... 16
第３８条　（現場管理）..... 16
第３９条　（工事材料の品質、検査等）..... 17
第４０条　（本工事に係る支給材料及び貸与品）..... 17
第４１条　（設計図書の確認及び施工の承諾）..... 18
第４２条　（本工事監督員の立会い、工事記録の整備等）..... 18
第４３条　（工事関係者に対する措置請求）..... 19
第４４条　（設計図書不適合の場合の改善義務、破壊検査等）..... 20
第４５条　（設計図書の変更）..... 20
第４６条　（臨機の措置）..... 20
第４７条　（出来形検査）..... 20
第４８条　（受注者による検査）..... 21
第４９条　（性能試験）..... 21
第５０条　（試運転）..... 22
第５１条　（水張り試験）..... 22
第５２条　（立会検査）..... 22
第５３条　（指導及び訓練）..... 23
第５４条　（出来高検査）..... 23
第５５条　（完成検査）..... 23
第５６条　（完成図書等の提出）..... 24
第５７条　（引渡しの遅延）..... 24
第５８条　（引渡し）..... 24
第５９条　（部分引渡し）..... 24
第６０条　（引渡し前の使用）..... 25
第６１条　（所有権の帰属）..... 26
第５章　請負代金額..... 26
第６２条　（請負代金額）..... 26
第６３条　（各会計年度の支払限度額及び出来高予定額）..... 26
第６４条　（設計費及び工事費の調達）..... 26
第６５条　（請負代金額の変更方法等）..... 26
第６６条　（請負代金額の変更に伴う設計図書の変更）..... 27
第６７条　（請負代金額の支払い）..... 27
第６８条　（前払金）..... 27

第６９条　（部分払）..... 29
第７０条　（解除に伴う措置）..... 30
第７１条　（物価変動に基づく工事費の変更）..... 30
第７２条　（第三者による代理受領）..... 31
第７３条　（公租公課）..... 31
第６章　瑕疵担保責任等..... 31
第７４条　（保証）..... 31
第７５条　（瑕疵担保）..... 32
第７６条　（損害の範囲）..... 32
第７７条　（特許権等侵害）..... 32
第７８条　（公共工事履行保証証券による保証の請求）..... 33
第７章　許認可の取得・法令等の変更・不可抗力等..... 33
第７９条　（一般的損害）..... 33
第８０条　（第三者に及ぼした損害）..... 34
第８１条　（保険）..... 34
第８２条　（許認可の取得等）..... 34
第８３条　（法令等の変更）..... 34
第８４条　（不可抗力による損害）..... 35
第８章　契約条件の変更等..... 36
第８５条　（全体工程又は事業期間の変更）..... 36
第８６条　（本設計又は本工事の中断）..... 37
第９章　契約の解除..... 37
第８７条　（発注者の事由による解除）..... 37
第８８条　（受注者の債務不履行等による解除）..... 37
第８９条　（受注者の暴力団等との関与による解除）..... 38
第９０条　（発注者の債務不履行による解除）..... 38
第９１条　（法令等の変更及び不可抗力による解除）..... 39
第９２条　（解除の効力）..... 39
第９３条　（損害賠償）..... 40
第９４条　（解除に伴う措置）..... 40
第９５条　（遅延利息等）..... 41
第９６条　（あっせん又は調停）..... 41
第９７条　（裁判又は仲裁）..... 41
第１０章　補 則..... 41
第９８条　（連合等の不正行為に対する違約金）..... 41
第９９条　（個人情報の取扱い）..... 42
第１００条　（リスク分担）..... 42

第１０１条　（補則）..... 43
別紙１　リスク分担表..... 44
別紙２　受注者が付す保険の概要..... 46
別紙３　不可抗力の定義..... 47

第１章　総則

（総則）

第１条　受注者は、本契約に基づき、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　設計方法、仮設及び施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「設計・施工方法等」という。）については、本契約、入札説明書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

３　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

５　本契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。

６　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

７　本契約及び入札説明書等における期間の定めについては、本契約に特別の定めのないときは、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

８　本契約は、日本国の法令等に準拠するものとする。

９　本契約に係る訴訟については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

１０　本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、質問、回答、解除、指示、是正勧告及び是正命令は、書面により行わなければならない。ただし、発注者が書面によることを不要と認めた場合はこの限りでない。

１１　発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者たる●●に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。ただし、発注者及び受注者間で別途合意した行為に関してはこの限りでない。

（定義等）

第２条　本契約において使用する用語は、本契約に別段の記載がない限り、以下に定める意味を有するものとする。

（１）　「本事業」とは、本契約に基づいて実施する大牟田市延命配水池更新工事をいう。

（２）　「本施設」とは、延命配水池（本新設配水池及び本復旧敷地等を含む。）をいう。

（３）　「本新設配水池」とは、本施設のうち、本新設工事により建設する配水池本体及びこれに附帯する配管等の設備をいう。

（４）　「本復旧敷地等」とは、本施設のうち、仮設道路（樹木移設、電柱移設含む）及び本撤去等工事により既存配水池を撤去した後に整備復旧工事をする延命公園内の敷地、道路その他設備をいう。

（５）　「本設計」とは、本契約、入札説明書等及び事業者提案に基づき、受注者が履行する本施設の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書「２　一般事項」に記載する設計業務及びその他関連する業務によるものとする。

（６）　「本工事」とは、本施設の建設工事に関する設計図書に従った本施設の建設工事その他入札説明書等及び事業者提案に基づく一切の業務をいい、要求水準書「２　一般事項」に記載する本施設の建設業務及びその他関連する業務によるものとする。

（７）　「本新設工事」とは、本工事のうち、本新設配水池の建設工事をいい、要求水準書「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「配水池工事」及び「配管工事」に記載する建設業務並びに同区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）に係る建設業務をいう。

（８）　「本撤去等工事」とは、本工事のうち、既存配水池の撤去工事及び撤去工事後の延命公園内整備復旧工事等をいい、要求水準書「２　一般事項」（３）表２－３の区分「建設」中、工種「その他工事」に記載する建設業務のうち受電設備・計装設備・監視設備・中央監視設備改造（ありあけ浄水場）以外の建設業務をいう。

（９）　「入札説明書等」とは、発注者が公表した実施方針（変更版）、入札説明書、要求水準書、請負契約書（案）その他の一切の資料（その後の変更を含み、また、当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

（１０）　「要求水準書」とは、本事業の実施において受注者が達成しなければならない発注者の要求する水準を示す書類（これに係る質問回答書を含む。）をいい、本契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るときは、当該上回る部分が要求水準書の内容に追加されたものとみなす。

（１１）　「事業者提案」とは、受注者が本事業の入札時において発注者に提出した技術提案書及び当該技術提案書を詳細に説明する目的で受注者が作成して発注者に提出した補足資料をいう。

（１２）　「設計図書」とは、第２１条に基づいて作成される、本工事に係る実施設計の内容を示す図書及び本設計に伴って受注者が発注者に提出した一切の書類をいう。

（１３）　「工事目的物」とは、本契約の目的たる構造物をいう。

（１４）　「性能試験計画書」とは、受注者が入札説明書等及び第４９条第２項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①性能試験の内容及び実施項目、②性能試験の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他性能試験実施上の必要となる事項を内容とする。

（１５）　「試運転計画書」とは、受注者が入札説明書等及び第５０条第２項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①試運転の内容及び実施項目、②試運転の実施方法

及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項及び確認時期、④その他試運転実施上の必要となる事項を内容とする。

（１６）　「法令等」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。

（契約書類）

第３条　本契約は、入札説明書等、事業者提案及び次項に記載される別紙と一体をなし、併せて一つの契約を構成するものとする。

２　本契約には、次の別紙を添付するものとする。

別紙１　リスク分担表

別紙２　受注者等が付す保険の概要

別紙３　不可抗力の定義

（規定の適用関係）

第４条　本契約、要求水準書、入札説明書、事業者提案及び実施方針（変更版）の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、本契約、要求水準書、入札説明書、事業者提案、実施方針（変更版）の順に優先して適用するものとする。

２　本契約の書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議のうえ、記載内容に関する事項を決定するものとする。

３　第１項の定めに関わらず、要求水準書と事業者提案の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るとき（発注者及び受注者が事業者提案について確認した事項を含む。）に限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第２章　本契約の対象

（本契約の対象）

第５条　受注者は、本契約の規定に基づき、本設計及び本工事を完了して、発注者に本施設を引渡すものとする。ただし、事業者提案で要求水準書を上回る範囲が提示されている場合には、本設計及び本工事の範囲は当該上回る部分に及ぶものとする（本契約において以下同様とする。）。

２　本契約に別段の定めがない限り、工事目的物は、要求水準書の「４　業務に関する要求水準」に記載された性能（事業者提案の性能が上回る場合には当該性能）を有し、入札説明書、要求水準書及び事業者提案に記載の条件に従い計画・設計され、条件に従った品質及び水準の資材並びに仕様が用いられるものとする。

（全体工程表の提出）

第６条　受注者は、本契約締結後７日以内に全体工程表を提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めたときは、前項の全体工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　本契約の規定により事業期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めたときは、受注者に対して全体工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読替えて、前２項の規定を準用する。

（単価合意書の締結）

第７条　受注者は、本設計完了時に設計図書に基づく工事内訳明細書（以下「内訳明細書」という。）を提出し、発注者及び受注者は速やかにその内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

２　単価合意書は、本契約において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

３　受注者は、請負代金額に変更があった場合には、内訳明細書を変更し、１４日以内に発注者に提出しなければならない。

４　第１項の規定は、請負代金額の変更時の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（工事用地の確保等）

第８条　受注者が工事の施工上必要とする日（全体工程表又は入札説明書及び要求水準書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに、発注者は配水池敷地として利用する工事用地を、受注者はその他入札説明書等において定められた工事の施工上必要な用地を確保しなければならない。

２　受注者は確保された工事用地及び工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　本工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等の全部又は一部を使用しなくなった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を使用開始時の原状に修復し、取片付けて、明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴取して定める。

（受注者の義務）

第９条　受注者は、工事用地等への利用権及び公道から工事用地等までの建設車両の通行が可能な程度の通路について、これを確保する義務を負うものとする。また、発注者は、これを確保するために協力するものとする。

２　受注者は、入札説明書等に記載された情報及びデータのほか、工事用地等の現地見分によって得られた情報その他を含め、本契約締結時に利用できる全ての情報及びデータを十分に検討したうえで本契約を締結したことをここに確認し、受注者は、当該情報又はデータの未入手があったときにおいても当該未入手を理由として、本工事の困難さ、全体工程又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報又はデータの未入手が入札説明書等の記載の不備等、発注者の責めに帰すべき事由による場合であり、かつ受注者が合理的に予測することが困難であった場合は、この限りでない。

３　受注者は、入札説明書等に記載された情報及びデータと現場条件に相違がある場合には、発注者に相違内容を通知し、必要な協議を行うものとし、また、受注者当該協議を行ったうえで現場の状況に応じて進めていくものとする。受注者の当該情報及びデータの未入手が入札説明書等の記載の不備等、発注者の責に帰すべき事由による場合であり、かつ受注者が合理的な予測が困難である場合には、発注者が合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が受注者との協議により定めるものとする。

４　受注者は、本設計、本工事及び完成検査を履行するために必要とされる全ての許認可、届出等並びに、受注者が本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる全ての許認可及び届出等を取得するものとし、受注者の責めに帰すべきその取得等の遅延に起因する全ての損害を賠償するものとする。

５　受注者は、発注者が次条第２項の規定に基づいて取得するべき許認可、届出等、登記の申請及び国庫補助金の申請等の各種申請について、発注者の指示に従い、資料を提出するほか、必要に応じて受注者の費用で発注者に協力するものとする。

６　受注者は、法令等を遵守することとし、法令等を遵守しなかったことに起因して発注者に発生した損害について、全てこれを賠償する。

７　受注者は、本事業のための調査及び本工事に関する住民からの苦情に対応し、その解決を図るものとし、発注者はその解決に協力するものとする。受注者は本工事によって近隣に及ぼす電波障害等の影響について予め検討し、問題があれば適切な処置を行うものとする。

８　本条による受注者の義務の履行に要する費用は、受注者の負担とする。

９　本契約に基づき受注者から発注者へ提出する書面がある場合、本契約又は入札説明書等に特に定めがある場合を除き、当該書面の様式及び内容は、大牟田市工事請負契約書で受注者から大牟田市へ提出が要求される同種の書面の様式及び内容に準ずるものとする。

（発注者の責任）

第１０条　発注者は、受注者が確保する工事用地等の利用権及び公道から工事用地等までの建設車両の通行が可能な程度の通路について、これを確保するために協力するものとする。

２　本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可のうち、発注者が許認可の取得、届出又は報告をする必要がある場合は、発注者が必要な措置を講ずる。また、受注者による許認可の取得又は届出若しくは報告について、必要に応じて協力するものとする。

３　発注者は、工事目的物の設置そのものに関する住民からの苦情等については、これらの対応及び解決を図るものとし、受注者はこの解決に協力するものとする。

４　発注者は、入札説明書等の記載の不備によって受注者に損害を及ぼしたときは、受注者において合理的な予測が困難である場合には、合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、発注者が受注者との協議により定めるものとする。

５　第８条及び本条による発注者の義務の履行に要する費用は、発注者の負担とする。また、第３項の事情により本工事が遅延した場合、本新設配水池又は本復旧敷地等の引渡しが遅れたことにより受注者に生じた合理的な費用は、発注者が負担するものとする。

（契約の保証）

第１１条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる発注者が確実と認めた有価証券等の提供

（３）　本契約による債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認めた金融機関又は保険事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４）　本契約による債務履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）　本契約による債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、請負代金額の１００分の１０以上としなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者（以下「低入札者」という。）のうち、落札者決定日において、低入札価格調査に係る工事を施工中の者又は入札の期日から起算して過去１年以内に低入札者との契約にあっては、請負代金額の１００分の３０以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１００分の１０（受注者が低入札者であるとき、落札者決定日において、低入札価格調査に係る工事を施工中の者又は入札の期日から起算して過去１年以内に低入札者との契約にあっては、請負代金額の１００分の３０）に達するまでは、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第１２条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第３９条第２項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委託又は一括下請の禁止）

第１３条　受注者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

２　受注者は、発注者の許諾を得た場合においても、本設計の業務を、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

（下請負人）

第１４条　受注者は、下請負人に委託し又は請け負わせて本設計又は本工事をするときは、大牟田市指名停止等措置要綱（平成８年３月１日施行）に基づく指名停止の措置を受けていない者及び第８９条第１項各号に該当しない者に委託し又は請け負わせるものとし、あらかじめ当該下請負人につき、その商号又は名称その他必要な事項を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。下請負人を変更するときも同様とする。

２　前項に規定する受注者による下請負人の使用は、すべて受注者の責任と費用において行うものとし、当該下請負人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

３　受注者が第８９条第１項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。

４　下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

第３章　知的財産権

（著作権の譲渡等）

第１５条　受注者は、本契約に基づき受注者が作成する設計図書又は当該設計図書を利用して完成した工事目的物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第２章及び第３章に規定する著作権の権利（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。以下、第１６条から第１８条において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第２章第３節第２款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

（著作者人格権の制限）

第１６条　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならず、また受注者以外にこれらの権利の保有者がいる場合にはこれらの者をして行使させないものとする。

（１）　本契約に基づいて受注者が作成する設計図書又は工事目的物の内容を公表すること。

（２）　工事目的物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持管理、広報等のために必要な範囲で、設計図書を発注者が自ら複製、翻案、変形又は改変その他の修正をすること若しくは発注者が委託した第三者をして複製、翻案、変形又は改変その他の修正をさせること。

（３）　工事目的物を写真、模型及び絵画その他の媒体により表現すること。

（４）　工事目的物を増築、改築、修繕又は模様替により改変し、若しくは取り壊すこと。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

（１）　本契約に基づいて受注者が作成する設計図書又は工事目的物の内容を公表すること。

（２）　工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

（３）　本契約に基づいて受注者が作成する設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

３　発注者が受注者の本件著作物に係る著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならず、また受注者以外にこれらの権利の保有者がいる場合にはこれらの者をして行使させない。

（著作権侵害の防止）

第１７条　受注者は、本契約に基づき受注者が作成する設計図書が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

２　受注者は、本契約に基づき受注者が作成する設計図書が第三者の有する著作権等を侵害した場合において、当該第三者に対して損害賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（特許権等の使用）

第１８条　受注者は、発注者が工事目的物の本設計及び本工事の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護される権利（以下「特許権等」という。）であって第三者が保有する特許権等の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならず、その実施権及び使用権を自らの責任で取得したうえで発注者に無償で付与する。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合、発注者は、自ら当該特許権等の実施権又は使用権を取得するものとし、受注者が当該実施権又は使用権を発注者に付与するために取得する場合は、当該取得に関して受注者が要した合理的な費用を負担しなければならない。

２　前項に規定する受注者が保有し発注者に付与する特許権等についての実施権又は使用権は、本契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合若しくは第三者の所有に係る場合は、上記実施権等付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを表明し、同意を得ていないことにより発注者に生じた全損害を賠償することに同意する。

３　受注者は、請負代金額は第１項の実施権及び使用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価並びに第１５条及び第１６条に規定する行為に対する対価を含むものであることを確認する。

（秘密保持義務）

第１９条　発注者及び受注者は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　次の各号の掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

（１）　開示の時に公知である情報

（２）　相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（３）　相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれかの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

（４）　発注者及び受注者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

３　第１項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を得る必要はなく、事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行う必要はない。

（１）　弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令等に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合

（２）　法令等に従い開示が要求される場合
（３）　発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

第４章　作業の実施

（事前調査）

第２０条　受注者は、本契約、入札説明書等及び事業者提案に従い、事前調査業務を実施しなければならない。

２　受注者は、事前調査業務が終了したときは、発注者が合理的に満足する形式及び内容の事前調査報告書を発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、事前調査業務の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。ただし、当該不備が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合であって、受注者に故意又は重過失がない場合は、この限りでない。

（実施設計）

第２１条　受注者は、法令等を遵守し、入札説明書等及び事業者提案に基づき工事目的物の実施設計を行い、次の各号を含む図書等を作成するものとする。

（１）　設計図（図面特記仕様書を含む。）
（２）　設計計算書（構造計算書、耐震計算書を含む。）
（３）　工事施工計画書
（４）　内訳明細書

２　受注者は、設計図書の作成の完了時に、設計図書を発注者に提出し、発注者の完成検査を受け、その承諾を得なければならない。

３　発注者は、提出された設計図書について、入札説明書等、事業者提案又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に定められた要件を満たしていないと判断する場合には、受注者に対して、その箇所及びその理由を示して、設計図書の修正を求めることができる。また、指摘事項がないときについては設計図書に関して承諾した旨を設計図書の提出日から１４日以内に受注者に通知する。ただし、発注者が設計図書の提出日から１４日が経過しても通知を行わないときは、受注者は、７日以上の相当の期間を定めて催告を行い、応答を促すものとし、当該相当期間が経過しても発注者の通知がない場合は、提出した設計図書は承諾されたものとみなす。発注者は、設計図書を承諾した（又は承諾したものとみなされた）後、受注者に設計図書の引渡しを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

４　受注者は、第３項の規定により修正を求められた場合には、直ちに自らの責任と費用で設計図書の修正を行い、発注者の承諾を得なければならない。ただし、受注者は、当該設計図書が承諾されなかったことについて、異議を申し立てることができるものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による設計変更により本設計又は本工事が遅延した場合は、受注者が損害及び費用を負担するものとする。

５　受注者は、設計図書に係る発注者の承諾が、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを確認するものとする。

６　受注者は、実施設計に関連して、発注者が行う法令等で定められた各種申請等若しくは本事業の各種資料の作成等につき必要な協力をするとともに、必要に応じて協議内容を実施設計に反映させるものとする。

７　発注者は、設計図書の一部を先行して確認し、その内容を了解した旨を書面にて回答することができる。

（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更）

第２２条　発注者は、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更が必要であると認めたときは、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更内容を記載した書面を受注者に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、受注者は、発注者から当該書面を受領した日から３０日以内に、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う措置、工事目的物の引渡しの遅延の有無、請負代金の変動の有無を検討し、発注者と協議を行わなければならない。

２　発注者又は受注者は、請負代金の減額若しくはライフサイクルコストの低減を目的とした要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更若しくは業務遂行方法の採用が可能であると認めたときは、相手方に対し書面により施設整備費の変更方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

３　前２項の協議が、協議開始日から６０日以内に整わない場合には、発注者が合理的な変更案を定めるものとし、受注者はこれに従わなければならない。

（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用の負担）

第２３条　受注者は、前条第１項に定める変更の請求により、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う措置を検討するに当たり、工事目的物の引渡しの遅延又は請負代金の増加が予想される場合にあっては、遅延の期間又は費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。

２　前条の規定により要求水準書、事業者提案又は設計図書が変更される場合で、当該変更が発注者の責めに帰すべき事由（発注者の事由による設計変更、提示条件等の不備又は変更若しくは土地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、発注者が要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して、受注者に発生する合理的な増加費用及び損害を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、発注者及び受注者との協議のうえ定めるものとする。

３　前条の規定により要求水準書、事業者提案又は設計図書が変更される場合で、当該変更が受注者の責めに帰すべき事由（設計内容の不備又は受注者の事由による本設計の履行遅滞、若しくは第２１条の規定により受注者が発注者に対して設計図書を提出した後に、当該設計図書が本契約に従っていない、又は当該設計図書では入札説明書等及び事業者提案の内容を充足しないと判断された場合を含むが、これに限定されない。）によるときは、受注者は、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して受注者に発

生する増加費用及び損害を負担する。

４　前条第１項に規定する変更請求が法令等の変更又は不可抗力によるときは、当該要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して、受注者に発生する増加費用に関しては第８３条又は第８４条に規定する負担方法がそれぞれ適用される。

（電波障害等対策）

第２４条　受注者は、本施設の周辺影響調査、電波障害調査及び生活環境影響調査として、次の各号に掲げる事項を受注者の費用により適切な方法で実施するものとする。その後速やかに発注者に報告するとともに、実施結果を踏まえ、必要かつ適切な対策を講ずるものとする。

（１）　電波障害調査（構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等を含む。）

（２）　騒音及び振動

（３）　臭気

（４）　車両交通

（５）　家屋調査

（６）　前５号のほか、本工事に関連して必要と判断される調査

２　本工事に関して発注者が開催する説明会等に当たって、受注者は、合理的な範囲内で受注者の費用をもって次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１）　説明会資料の作成及び説明会への出席

（２）　その他必要な業務

（本設計に係る監督員）

第２５条　発注者は、本設計に関して監督員（以下「本設計監督員」という。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。本設計監督員を変更したときも同様とする。

２　本設計監督員は、本設計に関して、本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて本設計監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

（１）　発注者が意図する設計図書を完成させるために、受注者又は次条にて規定される受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

（２）　本設計に関する本契約及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）　本契約の履行に関する受注者又は次条にて規定される受注者の本設計管理技術者との協議

（４）　本設計に関する業務進捗の確認、入札説明書等及び事業者提案の記載内容と履行内容との照合及びその他契約の履行状況の調査

３　発注者は、２名以上の本設計監督員を置き、前項に規定する権限を分担させた場合はそれぞれの本設計監督員の有する権限の内容を、本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく本設計監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わ

なければならない。

５　本契約に定める書面の提出は、本契約又は入札説明書等に別段の定める場合を除き、本設計監督員を経由して行うものとする。この場合においては、本設計監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が本設計監督員を置かないときは、本条に定める本設計監督員の権限は、発注者に帰属する。

（本設計に係る管理技術者）

第２６条　受注者は、本設計の進捗の管理を行う管理技術者（以下「本設計管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、本設計管理技術者を変更したときも同様とする。

２　本設計管理技術者は、本契約の履行に当たり、本設計の業務の管理及び統轄を行うことができる。

（本設計に係る設計主任技術者）

第２７条　受注者は，設計の技術上の管理及び統轄を行う設計主任技術者（以下「本設計主任技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、本設計主任技術者を変更したときも同様とする。

（本設計に係る照査技術者）

第２８条　受注者は、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者（以下「本設計照査技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、本設計照査技術者を変更したときも同様とする。

（本設計管理技術者等に対する措置請求）

第２９条　発注者は、本設計管理技術者、受注者の従業員又は第１４条の規定により受注者から業務を委任され若しくは請負った者がその業務の実施につき、著しく不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る措置を決定し、請求を受けた日から１０日以内にその結果を発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、本設計監督員がその職務執行につき、著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る措置を決定し、請求を受けた日から１０日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。

（本設計に係る貸与品等）

第３０条　受注者が本設計を行うに当たり、発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「本設計貸与品」という。）があれば、その品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、発注者と受注者が協議して定める。

２　受注者は、本設計貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注

者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　受注者は、本設計貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、本設計の完了、設計図書の変更等によって不用となった本設計貸与品を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により本設計貸与品が滅失若しくはき損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（引渡し前における設計図書の使用）

第３１条　発注者は、第２１条第２項の規定による発注者への提出前においても、設計図書の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

（工事目的物の施工）

第３２条　受注者は、入札説明書等及び事業者提案に基づいて本工事を実施する。

（本工事に係る監督員）

第３３条　発注者は、本工事に係る監督員（以下「本工事監督員」という。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。本工事監督員を変更したときも同様とする。

2　本工事監督員は、本工事に関して、本契約に定めるもの及び本契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて本工事監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

（１）　本工事の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（２）　入札説明書等、事業者提案及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（３）　入札説明書等、事業者提案及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査、工事材料の試験又は検査（確認を含む。以下同じ。）

3　発注者は、２名以上の本工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときはそれぞれの本工事監督員の有する権限の内容を、本工事監督員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく本工事監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が本工事監督員を置いたときは、本契約に定める請求、通知、報告、承諾及び解除については、本契約に定めるものを除き、本工事監督員を経由して行うものとする。この場合においては、本工事監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が本工事監督員を置かないときは、本契約に定める本工事監督員の権限は、発注者に帰属する。

（本工事に係る現場代理人、主任技術者等）

第３４条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、その氏名その他発注者の求める必要な事項を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときも同様とする。

（１）　現場代理人

（２）　主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第１項に規定する主任技術者をいい、建設業法第２６条第３項に規定する工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第２６条第２項に規定する監理技術者をいい、建設業法第２６条第３項に規定する工事の場合は、専任の者（建設業法第２６条第４項に規定する工事の場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）とする。以下同じ。）

（３）　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、本契約の履行に関し、工事期間中は工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、事業期間の変更、請負代金額の請求及び受領並びに第４３条第１項に規定する請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（施工管理等）

第３５条　受注者は、本工事に係る組織図を作成して、本契約締結後速やかに発注者に提出し、かつ、主要な役職者の氏名を発注者に通知するものとする。また、受注者は、施工体制に変更があったときは速やかにその旨を発注者に通知し、変更後の組織図を発注者に提出する。

２　受注者は、発注者に設計図書の引渡し後１０日以内に、本工事に係る作業手順を具体的に記載した施工計画書を提出し、承諾を得なければならない。

３　受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、本工事監督員が提出を請求したときはこれを速やかに提出しなければならない。また、受注者は、本工事の進捗状況を管理及び把握するとともに、日報及び月報（工事関係車両台数の集計も含む。）を作成し、発注者に提出するものとする。なお、月報には主要な工事記録写真も含むものとする。

４　受注者は、いかなる理由を問わず、業務工程の遅れが明らかになった場合、又は遅延

のおそれが明らかになった場合は、その旨を速やかに発注者に報告しなければならない。この場合、発注者及び受注者は、全体工程表に従った本工事の日程を達成する方策について協議するものとする。

（本工事の場所等）

第３６条　受注者は、仮設工事を含めて、本工事に必要な一連の工事を、原則として要求水準書に示す工事用地等内で行うものとする。

２　作業日及び作業時間については、発注者と受注者との協議のうえ定め、受注者はそれに従うものとする。

（建設機械及び機器）

第３７条　受注者は本工事のために工事用地等に搬入した建設機械及び機器は、本工事のみに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用しないものとする。

２　受注者は、本新設配水池又は本復旧敷地等の発注者への引渡し後は、速やかに建設機械、機器及びその他の建設資材を当該工事に係る工事用地等から自己の費用で撤収するものとする。

（現場管理）

第３８条　受注者は、工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　受注者は、工事用地等にて遵守されるべき現場規則を作成し、本契約締結後適切な時期に発注者に提出し確認を受けるものとする。現場規則は、作業現場に関する次に掲げる事項を含むものとする。

（１）　保安

（２）　作業の安全

（３）　出入口の管理

（４）　工事用地等の衛生及び環境（騒音、振動及び悪臭を含む。）

（５）　医療に関する事項

（６）　防火

（７）　労働時間（作業時間）

（８）　工事用地等境界外での作業に関する規則

（９）　車両管理

（１０）　その他工事用地等の管理に必要な事項

３　受注者は、不用となった建設機械、機器又は資材がある場合は、速やかに搬出を行うものとし、不用になった資材は、可能な限り再生資材として利用する。また、現場の管理について、常に保安及び安全上の必要な処置を取るとともに、現場を清潔に維持するものとする。

４　受注者は、資材置場、資材搬入路、仮設事務所等について、発注者と十分に協議を行い、他の工事や付近住民の生活等への支障が生じないように計画して、本工事を実施するものとする。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めるものとする。

5　受注者は、工事用地等及び道路等における設備、既存物件等の破損又は汚染の防止に努めるとともに、当該物件等に損傷又は汚染等が生じた場合には速やかに、発注者に復旧計画書を提出し、その確認を受けることとする。また、当該汚染等が受注者の責めに帰すべき事由による場合には、その負担により遅滞なく当該損傷、汚染等を復旧する。

6　受注者は、発注者が本工事のために受注者以外の第三者に工事用地等を使用させて作業を行わせることがあり得ることを確認する。この場合、当該第三者による工事用地等での作業と受注者による工事用地等の使用は、発注者が適宜関係当事者と協議のうえ、調整を図るものとし、受注者に追加の費用が発生した場合、発注者と受注者は、協議して負担割合等を定めるものとする。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。なお、協議開始の日については、発注者が実務上合理的に開催可能な日を設定して受注者に通知する。

7　発注者は、本工事及び発注者の発注に係る第三者の施工するその他の工事が、双方の工事の施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとし、受注者は、発注者の調整に従い、第三者が行う工事の円滑な施工に協力するものとする。当該調整の結果、業務工程が遅延し、又は受注者に追加費用が生じた場合、発注者及び受注者は、協議して負担割合等を定めるものとする。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。なお、協議開始日については、発注者が実務上合理的に開催可能な日を設定して受注者に通知する。

（工事材料の品質、検査等）

第３９条　工事材料の品質については、要求水準書（要求水準書に定めのないときは事業者提案とし、事業者提案にも定めのないときは設計図書）に定めるところによる。要求水準書（要求水準書に定めのないときは事業者提案とし、事業者提案にも定めのないときは設計図書）にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、本工事監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定した工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　本工事監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から１４日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を本工事監督員の承諾なしに工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（本工事に係る支給材料及び貸与品）

第４０条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「本工事支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「本工事貸与品」という。）があれば、その品名、数量、

品質、規格又は性能を通知し、引渡すものとする。なお、引渡場所及び引渡時期は、発注者が定めるところによる。

2　本工事監督員は、本工事支給材料又は本工事貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の負担において、当該本工事支給材料又は本工事貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、本工事支給材料又は本工事貸与品の引渡しを受けたときは、引渡し日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、本工事支給材料又は本工事貸与品の引渡しを受けた後、当該本工事支給材料又は本工事貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段若しくは前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該本工事支給材料若しくは本工事貸与品に代えて他の本工事支給材料若しくは本工事貸与品を引き渡すものとする。

6　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額又は双方を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは合理的な費用を負担しなければならない。

7　受注者は、本工事支給材料及び本工事貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

8　受注者は、本工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった本工事支給材料又は本工事貸与品を発注者に返還しなければならない。

9　受注者は、故意又は過失により本工事支給材料又は本工事貸与品が滅失、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えて損害を賠償しなければならない。

１０　受注者は、本工事支給材料又は本工事貸与品の使用方法が発注者により明示されていないときは、本工事監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書の確認及び施工の承諾）

第４１条　受注者は、設計のすべて又は全体工程表に示した部分的に先行して施工する部分の設計が完成したときは、その旨を本設計監督員に通知しなければならない。

2　発注者は、提出された設計図書を確認しその内容及び当該設計図書に基づいて受注者が施工を行うことを承諾する旨の通知を行わなければならない。

3　受注者は、発注者から施工を承諾する旨の通知があるまでは、施工を開始してはならない。

4　受注者は、第２項の発注者が設計図書の承諾を行ったことを理由として、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを確認するものとする。

（本工事監督員の立会い、工事記録の整備等）

第４２条　受注者は、発注者が本工事監督員の立会いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定した工事材料については、当該立会いを受けて調合し又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、発注者が本工事監督員の立会いのうえ、施工するものと指定した工事については、当該立会いを受けなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、当該記録を整備し、本工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　本工事監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、本工事監督員の正当な理由がなく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、本工事監督員に通知したうえで、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、本工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査、見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（工事関係者に対する措置請求）

第４３条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は本工事監督員は、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人及び労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から１０日以内にその結果を発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、本工事監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から１０日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改善義務、破壊検査等）

第４４条　受注者は、本工事の施工部分が入札説明書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、本工事監督員がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。当該不適合が本工事監督員の指示によるとき又はその他発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼした場合は合理的な費用を負担しなければならない。

２　本工事監督員は、受注者が第３９条第２項又は第４２条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認めたときは、本工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、本工事監督員は、本工事の施工部分が入札説明書等、事業者提案又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、当該理由を受注者に通知して、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合においては、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（設計図書の変更）

第４５条　発注者は、必要があると認めたときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めたときは事業期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（臨機の措置）

第４６条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めたときは、受注者は、あらかじめ本工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、臨機の措置をとるべき事態が発生したときは速やかに本工事監督員に連絡するとともに、当該措置の内容を本工事監督員に直ちに通知しなければならない。

３　本工事監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置を請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定による措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により措置が必要となったもの及び工事目的物と同種の施設工事において通常予測できる理由により措置がとられたものについては、受注者がこれを負担するものとし、それ以外の理由により臨機の措置がとられた場合の費用は、第８１条の規定に基づき受注者が加入する保険により補填されるものを除き、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力を理由として措置が取られた場合の費用負担は、第８４条の規定が適用されるものとする。

（出来形検査）

第４７条　受注者は、発注者の指示するところに従い、本事業について発注者の出来形検査を受けるものとする。

（受注者による検査）

第４８条　受注者は、本契約上要求される検査の１４日前までに、本工事の検査に関する検査要領書（以下「検査要領書」という。）を作成し、これを発注者に提出してその内容につき承諾を受けるものとする。発注者は、検査要領書を承諾するにあたり、受注者に対し指摘を行うことができる。受注者は、発注者からの指摘があった場合、当該指摘について発注者及び受注者による協議結果を十分に踏まえて検査要領書の補足、修正又は変更を行うものとし、改めて発注者の承諾を受けなければならないものとする。受注者は、当該承諾の終了後、検査要領書に定められた手続により、本工事の検査を自らの費用と責任において行うものとする。受注者は、検査終了後発注者に対し速やかに検査報告を行うものとする。

２　発注者は、自らの費用で受注者の行う検査に立ち会うことができる。この場合、発注者は、各検査について立ち会うか否かを速やかに受注者に通知するものとする。

３　検査要領書に定められる検査の項目は、以下のとおりとする。

（１）　材料検査

（２）　施工検査

（３）　工場検査

（４）　搬入検査

４　発注者は、前項に規定する各検査の検査結果が検査要領書に示す基準に達しなかったときは、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を受注者に通知するものとする。この場合、受注者は、修補その他必要な追加工事等を自己の負担において行い、基準に達するまで、本項の手続を繰返すものとする。

５　受注者は、発注者による検査結果の確認は、当該検査に係る資材の調達及び出来形部分に関する受注者の責任を何ら軽減又は免責するものではないことを確認するものとする。

６　発注者又は本工事監督員は、本工事の施工部分が入札説明書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合においては、相当の期間内に入札説明書等、事業者提案及び設計図書に適合する施工を行うよう、受注者に対して改善命令を発することができるものとする。この場合、受注者は、自らの費用で、当該命令に従い必要な改善を行うものとする。ただし、当該不適合が発注者又は本工事監督員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は必要があると認められる場合にあっては業務工程若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼした場合にあっては、合理的な費用を負担しなければならない。

（性能試験）

第４９条　受注者は、工事目的物を構成する設備・機器等が要求されている性能を満足していることを確認するため、自ら本設備・機器等について入札説明書等に従った性能試

験を行い、本設備・機器等が入札説明書等、事業者提案及び設計図書に適合することを確認するものとする。発注者は性能試験に立ち会うことができるものとする。

2　受注者は、性能試験の実施に先立ち、性能試験計画書を作成のうえ、発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

3　受注者は、性能試験計画書に基づいて性能試験を実施しなければならない。

4　受注者は、性能試験において本設備・機器等が、入札説明書等、設計図書、事業者提案及び性能試験計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、修補又は改造を受注者の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続きを繰り返すものとする。

5　受注者は、前項の性能試験の完了後速やかに発注者に対して性能試験結果報告書を提出する。

（試運転）

第５０条　受注者は、前条の性能試験結果報告書提出後、自ら本工事の各部位及び各種設備につき入札説明書等に従った試運転を行い、本工事が入札説明書等、事業者提案及び設計図書に適合することを確認するものとする。また、発注者は試運転に立ち会うことができるものとする。

2　受注者は、試運転の実施に先立ち、試運転計画書を作成のうえ、発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

3　受注者は、試運転計画書に基づいて試運転を実施しなければならない。また、試運転に際し発注者は受注者に協力するものとする。

4　受注者は、試運転において本工事が、入札説明書等、設計図書、事業者提案及び試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、発注者へ連絡及び協議の上、修補、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事を受注者の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続きを繰り返すものとする。

5　受注者は、前項の試運転の完了後速やかに発注者に対して試運転結果報告書を提出するものとする。

（水張り試験）

第５１条　受注者は、水張り試験計画書を作成のうえ、発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

2　受注者は、水張り試験計画書に基づいて試運転を実施し、本施設に漏水がないことを確認するものとする。また、水張り試験に際し発注者は受注者に協力するものとする。

（立会検査）

第５２条　受注者は、第５０条記載の試運転期間中に、本施設が所定適合することを入札説明書等、設計図書、事業者提案に所定の性能を達成できることを発注者が確認できるよう、立会検査を発注者の立会いの下で行うものとする。

2　受注者は、立会検査の実施に先立ち、立会検査要領書を作成の上、発注者に提出し、

発注者の承諾を得るものとする。

３　受注者は、立会検査要領書に基づいて立会検査を実施しなければならない。

４　受注者は、立会検査において本施設が、入札説明書等、事業者提案、設計図書及び試運計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、発注者へ連絡及び協議の上、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続きを繰り返すものとする。

５　受注者は、前項の立会検査の完了後遅滞なく発注者に対して立会検査報告書を提出するものとする。

（指導及び訓練）

第５３条　受注者は、前５条の手続完了までに、発注者の職員及び運転管理を委託された会社に対し、それらの従業員が自ら運転管理及び維持管理を行えるよう、受注者の合理的な費用負担により必要な教育及び訓練を行うものとする。

（出来高検査）

第５４条　第４７条に定める他、受注者は、各会計年度終了日の１５日前までに出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

２　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（完成検査）

第５５条　受注者は、本工事を完了させ、かつ第４８条乃至第５３条の手続を全て完了したうえで、発注者に対して本工事の工事完成届を提出するものとする。

２　発注者は、次の各号に掲げるところに従って本工事の完成検査を実施するものとする。

（１）　受注者は、工事現場において、現場代理人を立ち会わせ、かつ工事記録を準備したうえで、発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）による完成検査を受ける。

（２）　検査職員は、本工事と完成図書との照合により、完成検査を実施する。

（３）　受注者は、受注者による設備・機器等の試運転とは別に、設備・機器等の取扱いに関し、発注者に対して説明する。

３　発注者は、前項に定める完成検査により工事目的物が入札説明書等、事業者提案及び設計図書に従って施工されていると確認したときは、本工事が完了したものとする。

４　発注者は、本工事が入札説明書等、事業者提案、又は設計図書に従って実施されていないと認めたときは、不備又は不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて受注者に対しその修補を求めることができる。

５　受注者は、前項の規定により発注者から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後、改めて発注者の確認を得なければならない。

６　受注者は、本条に基づく発注者の完成検査により、発注者が本工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではないこと、また、本工事の全部又は一部に関する受注者の責任を何ら軽減又は免責するものではないことを確認するものとする。

（完成図書等の提出）

第５６条　受注者は、発注者から求められたときは速やかに以下の図書等を発注者に提出する。

（１）　完成図書

（２）　工事精算書

（３）　施設台帳

（４）　工事写真

（５）　計画通知図書

（６）　その他各種申請図書

（引渡しの遅延）

第５７条　本施設の引渡し（第５９条に規定する部分引渡しを含む。以下本条において同じ。）が、受注者に起因する事由により遅延し、入札説明書等又は本契約に定める引渡日に間に合わない場合、受注者は、発注者の請求により、遅延損害金として、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、各引渡日時点における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項及び同法第１４条に定める割合による遅延利息を支払うものとする。また、本施設の引渡しの遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、受注者は、遅延により受注者に生じた実費相当分の損失の補償（引渡しの遅延に基づく請負代金額の支払い遅延による遅延利息分を含む。）を発注者に請求できるものとする。

（引渡し）

第５８条　受注者は、次の２項に従って、引渡日に本施設を発注者に引渡すものとする。

２　発注者は、本工事に関し、次に掲げる各号に規定する事項が満たされた場合に、受注者に対し本工事の合格書を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかが満たされていない場合は、その理由を受注者に通知し、受注者は必要な追加の作業を行い、再度引渡しの手続を行うものとする。

（１）　本工事が第５５条の規定に基づく完成検査に合格したこと。

（２）　受注者が第５６条に基づき完成図書等を発注者に提出したこと。

３　本施設の引渡しは、前項に規定する合格書の交付により行われるものとする。引渡しの手続の詳細は、発注者と受注者が別途協議して定めるものとする。

（部分引渡し）

第５９条　受注者は、①本新設工事による工事目的物については平成３４年３月３１日の１５日前までに工事を完了してその旨を発注者に通知し、②その他、工事目的物につい

て、発注者が入札説明書等において本工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、本新設工事又は指定部分の工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本新設工事又は指定部分に係る工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、前２項の検査によって本新設工事又は指定部分の工事の完成を確認した後、受注者が本新設工事又は指定部分に係る工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該指定部分に係る工事目的物の引渡しを受けなければならない。また、発注者が引渡しを希望した場合には、受注者はこれを引き渡さなければならない。

5　受注者は、本新設工事又は指定部分の工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本新設工事又は指定部分の工事の完了とみなして前４項の規定を適用する。

6　受注者は、第２項の検査に合格したときは、部分引渡しに係る請負代金の支払を請求することができる。

7　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に部分引渡しに係る請負代金を支払わなければならない。

8　発注者がその責に帰すべき事由により第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

9　第６項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。ただし、発注者が第６項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額　＝　指定部分に相応する請負代金の額
×（１－（前払金額＋中間前払金額＋本条第６項の請求の日までに第６７条第１項の規定に従って支払われた請負代金額）／請負代金額）

（引渡し前の使用）

第６０条　発注者は、前２条の規定による引渡し前においても、本新設配水池又は本復旧敷地等の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。この場合の使用料の支払い及び経費の負担等の使用条件は、発注者と受注者が別途協議し定めるものとする。

（所有権の帰属）

第６１条　工事目的物の所有権は、第５８条に基づく引渡し（第５９条に規定する指定部分に係る工事目的物が独立の所有権の対象となる場合は、当該所有権について同条に基づく引渡し）により発注者に帰属する。なお、工事用地等に残されている使用されなかった資材及び建設機械等の所有権は発注者に帰属せず、受注者は、直ちにこれらの資材及び建設機械等を工事用地等より受注者の費用負担にて搬出するものとする。

第５章　請負代金額

（請負代金額）

第６２条　請負代金額は、契約書冒頭に記載のとおりとする。

２　受注者は、請負代金額が本契約上の全ての義務及び責任に対する対価として適正なものであることを確認する。

（各会計年度の支払限度額及び出来高予定額）

第６３条　各会計年度における支払限度額及び出来高予定額は、次のとおりとする。発注者は、予算の都合上必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。なお、本契約の他の定めにかかわらず、いかなる場合であっても各会計年度における請負代金（前払金、部分払金を含む。）の支払額は各会計年度における支払限度額を超えないものとする。

（１）各会計年度における支払限度額

平成３０年度	０円
平成３１年度	１０１，８４４，０００円
平成３２年度	５０６，６２８，０００円
平成３３年度	３６６，２２８，０００円
平成３４年度	１０５，０１９，２００円

（２）各会計年度の出来高予定額

平成３０年度	０円
平成３１年度	１１３，１６０，０００円
平成３２年度	５６２，９２０，０００円
平成３３年度	２９８，６２０，０００円
平成３４年度	１０５，０１９，２００円

（設計費及び工事費の調達）

第６４条　設計及び工事に要する費用（事前調査費、周辺影響調査等費及び各種申請図書作成費を含む。以下本条において同じ。）は、発注者が調達するものとする。

（請負代金額の変更方法等）

第６５条　請負代金額の変更については、施工条件が異なる場合、発注者の追加工事等、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注

者が協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項及び次項の協議開始日については、発注者が実務上合理的に開催可能な日を設定して受注者に通知する。

３　本契約に別段の定めのない限り、本契約の規定により、一方当事者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に他方当事者が負担する合理的な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

４　本契約に別段の定めのない限り、発注者の責めに帰すべき理由による本事業の費用の増加については発注者の負担とするが、それ以外の事由による本事業の費用の増加については受注者の負担とする。

（請負代金額の変更に伴う設計図書の変更）

第６６条　発注者は、本契約の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書の変更を求めることができる。この場合において、設計図書の変更内容及び費用は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。なお、協議開始日については、発注者が実務上合理的に開催可能な日を設定して受注者に通知する。

（請負代金額の支払い）

第６７条　発注者は、受注者に対して、請負代金を、第２項のとおり各会計年度の出来高に応じて支払い、また、第３項のとおり残額を工事完成時に支払う。ただし、受注者は、発注者に対して、第５９条第６項の部分引渡しに係る請負代金の請求、第６８条の前払金及び第６９条の部分払金の請求を行うことができる。

２　受注者は、第５４条第２項の規定による出来高に係る確認があったときは、第７条１項で締結する単価合意書の記載事項に基づいて計算した当該出来高に係る請負代金相当額を請求することができる。但し、請負代金相当額は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとし、本項第１文の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。発注者は、本項第１文の請求を受けた日から１４日以内に当該出来高に係る請負代金相当額を、前払金及び部分払金がある場合にはこれらを控除のうえ、支払わなければならない。

３　発注者は、本工事の完成検査に合格し、かつ、本施設の全ての引渡しを受けたのちに、受注者から所定の手続きに従って請負代金の請求があった時は、請求を受けた日から４０日以内に受注者に支払わなければならない。

（前払金）

第６８条　受注者は、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）と工事

完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末。）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。）の１００分の４０以内の支払いを、契約締結日（この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、当該会計年度の当初。）から３０日以内に発注者に請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2　前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

3　第２項の場合において、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの当該出来高予定額に達するまで前払金に係る保証契約の保証期限を延長するものとする。

4　発注者は、第１項による前払金の請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

5　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１００分の４０以内で、かつ、各会計年度の支払限度額を超えない金額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

6　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の１００分の５０を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、受注者が当該超過額を返還する前に、発注者が部分払金の支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中から当該超過額を控除することができる。

7　前項の規定により受注者が前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額が増額された場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増加後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済の前払金の額からその増額後の請負代金額の１００分の５０の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間（ただし、第６項の規定により受注者が前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額が増額された場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、第６項の期間を経過した日から請負代金が増額された日までの期間）について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項、同

法第１４条に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

９　受注者は、第５項の規定により受領済の前払金に追加して、更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

１０　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

１１　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

１２　受注者は、前払金を本工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

１３　請負代金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合においては、第１項及び第５項中「１００分の４０以内」とあるのは「１００分の１０以内」と読み替えるものとする。

（部分払）

第６９条　受注者は、本工事の完成前に、設計を完了した部分、施工の出来形部分、工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分」という。）につき、第７条１項で締結する単価合意書の記載事項に基づいて計算した請負代金相当額の１００分の９０以内の額について、次の各項に定めるところにより部分払金を請求することができる。

２　受注者は、部分払金を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払金を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

この場合において、第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議のうえ定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

７　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払金の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

８　前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払金を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払金の支払を請求することはできない。

９　前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－（前会計年度までの支払金額十当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額)｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

１０　各会計年度において、部分払金を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成３０年度　０回
平成３１年度　●回
平成３２年度　●回
平成３３年度　●回
平成３４年度　●回

（解除に伴う措置）

第７０条　第９２条において、前払金があったときは当該額、部分払をしているときはその部分払において償却した前払金の額を控除した額を出来形部分に相応する額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第８８条及び第８９条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払い日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項、同法第１４条に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第８７条、第９０条、又は第９１条の規定による解除にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

（物価変動に基づく工事費の変更）

第７１条　発注者及び受注者は、工期内で本契約締結日から１２月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（本契約に定められた工事費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の１０００分の１５を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

３　変動後工事費は、請求があった日を基準とし、第７条第１項で締結する単価合意書の

記載事項及び物価指数等に基づき発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、当該協議開始日から２１日以内に当該協議が整わない場合には、発注者は、変動後工事費を定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、第２項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、第１項において「本契約締結日」とあるのは、「直前に本項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

６　予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となった場合は、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

７　第１項、第５項又は前項の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、発注者と受注者との間で協議して定める。ただし、当該協議開始日から２１日以内に当該協議が整わない場合には、発注者は工事費を変更し、受注者に通知する。

８　第３項又は前項の規定に基づく協議開始日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、受注者は、当該協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（第三者による代理受領）

第７２条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、当該第三者に対して本章の規定に基づく支払いをしなければならない。

（公租公課）

第７３条　受注者は、本事業に関連して生じる公租公課を全て負担するものとする。

２　受注者は、請負代金額は本事業に関連する公租公課を含むことであることを確認する。ただし、本契約締結時点において発注者及び受注者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受注者に発生した場合、受注者は、その負担及び支払方法について、法令等の定めに従うことを前提として発注者と協議することができる。

第６章　瑕疵担保責任等

（保証）

第７４条　受注者は、事業者提案及び設計図書に記載した工事目的物の性能及び機能を保証する。本施設の発注者への引渡し（第５９条に規定する部分引渡しを含む。以下本条において同じ。）後、引き渡した当該施設の性能及び機能に疑義が生じた場合、受注者

は、発注者と受注者が協議のうえ、確認試験要領書を作成し、工事目的物の性能及び機能の確認のため発注者の指定する時期に確認試験を行う。これに要した費用については、確認試験の結果、工事目的物の性能又は機能に不足が確認された場合には受注者の負担とし、それ以外の場合は発注者の負担とする。

２　受注者は、本施設の発注者への引渡しの時に、引き渡した当該施設の性能及び機能に関する入札説明書等に記載された要件（事業者提案に記載された事項が要求水準書の性能又は機能を上回る場合は当該事項も含む。）を充足していることを証明する試験結果等を記載した報告書を発注者に提出する。

（瑕疵担保）

第７５条　発注者は、設計図書及び工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第５８条の規定による本施設の引渡しの日（第５９条の規定による部分引渡しに係る工事目的物については、当該部分引渡しの日。以下本条において同じ。）から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９７条に規定する構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は、第５８条の規定による本施設の引渡しの日から１０年とする。

３　第２項にかかわらず、発注者は、完成検査の際に、設計図書又は工事目的物に瑕疵があることを知ったときは、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

４　工事目的物の全部又は一部が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、発注者は、第２項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損を発注者が知った日から６ヶ月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

（損害の範囲）

第７６条　前２条の規定による保証責任及び瑕疵担保責任は、工事目的物の修補に係る費用の全額の補償のほか、当該性能又は機能要件の未達又は瑕疵により工事目的物を稼働することができなかったことにより発注者が被った全ての損害の賠償を含むものとする。

（特許権等侵害）

第７７条　受注者は、発注者が工事目的物の稼働及び維持管理を行う際、第三者から提起された特許権等知的財産権の侵害の主張あるいは法的手続に関して、発注者を防御し、発注者の被った損害又は発注者が支払った費用（発注者の支払った弁護士費用を含む。）

を、すべて補償するものとする。この場合、発注者は、発注者の被る損害又は費用を最小限にするよう努力するものとする。

２　発注者は、第三者が権利者である特許権等の発注者による侵害に関する書面等の通知及び裁判上の催告等を受領したときは、当該第三者の権利主張の内容を記した通知を受注者に遅滞なく送付するものとする。ただし、受注者は、当該通知が遅滞なく送付されないことをもって、発注者に対する前項の責任の全部又は一部の免責を主張することはできないものとする。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第７８条　第１１条第１項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第９０条の規定により契約を解除した場合、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、本契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対し当該権利及び義務を承継させる。

（１）　請負代金債権（承継時点で既に具体化した請負代金債権を除く。）

（２）　工事完成債務

（３）　瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

（４）　解除権

（５）　その他本契約に係る一切の権利及び義務（第８０条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務、第９２条第１号の規定に基づく合格部分の買受代金債権を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、本契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

第７章　許認可の取得・法令等の変更・不可抗力等

（一般的損害）

第７９条　本施設の引渡し前に、本工事又は工事材料について生じた損害、追加費用若しくは事故による損害、追加費用その他工事施工に関して生じた損害又は追加費用（次条第１項、第２項又は第８３条若しくは第８４条による場合を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害又は追加費用（第８１条の規定により付さ

れた保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第８０条　本事業について第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（次条の規定により付された保険等により填補された部分は除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　本工事の施工に伴い、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を負担しなければならない。

３　前２項の規定による場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（保険）

第８１条　受注者は、別紙２に定める保険に加入しなければならない。

２　受注者は、全体工程表の着工予定日の３０日前までに、その保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

３　第１項の規定に基づく保険請求事務は受注者が行うものとし、発注者は、必要な支援を行うものとする。

４　受注者が付保する別紙２に記載された保険契約の内容につき、発注者が変更を求めたときの当該変更により生じる追加費用は、発注者の負担とする。

（許認可の取得等）

第８２条　本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、受注者が自らの責任及び費用負担により取得し、維持するものとする。また、受注者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出又は報告は、受注者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、発注者が許認可の取得、届出又は報告をする必要がある場合は、発注者が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について受注者の協力を求めた場合には、受注者はこれに応じるものとする。

２　受注者は、前項ただし書に定める場合を除き、本事業の履行に必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び費用（許認可取得の遅延から生じる費用増加を含む。以下同じ。）を負担するものとし、その遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、発注者がその責任及び損害を負担するものとする。

３　発注者は、受注者が発注者に対して書面により要請した場合、受注者による許認可の取得又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

４　受注者は、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の原本を保管し、発注者の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

（法令等の変更）

第８３条　受注者は、法令等の変更（新設も含む。以下同じ。）により、本契約、入札説明書等、要求水準書又は事業者提案に従って本設計又は本工事を実施できなくなった場合若しくは本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

２　発注者は受注者から前項の通知を受領した場合、直ちに本設計又は本工事の継続の可否について協議するものとし、本設計又は本工事の継続に関して、増加費用の発生又は本施設の引渡しの遅延が予想される場合にあっては、受注者が当該増加費用額及び遅延期間を最小限とするよう検討し、その対策の合理性について発注者と協議しなければならない。

３　法令等の変更が生じた日から６０日以内に前項の協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該法令等の変更に対する対応を指示することができる。

４　法令等の変更により本設計又は本工事の実施に関して、受注者に増加費用が発生した場合の負担は、本契約に特段の定めがある場合を除き、本設計又は本工事に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更の場合は、発注者の負担とし、これ以外の法令等の変更については受注者の負担とする。

５　既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、本設計又は本工事の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は新設の場合については受注者の負担とし、消費税・地方消費税に関する税制その他本事業に関する税制（法人の利益に関する税制及び消費税・地方消費税に関する税制を除く。）の変更又は新設の場合には発注者の負担とする。

（不可抗力による損害）

第８４条　発注者及び受注者は、本施設の引渡し前に、別紙３（不可抗力の定義）に示す天災等で発注者及び受注者の双方の責めを帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知した日以降、本契約に基づく履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

２　発注者及び受注者は、前項に定める通知を行った日以後、直ちに本設計又は本工事の継続の可否について協議するものとし、本設計又は本工事の継続に関して、増加費用の発生又は本施設の引渡しの遅延が予想される場合にあっては、受注者が当該増加費用額及び遅延期間を最小限とするように検討し、その対策の合理性について発注者と協議しなければならない。

３　不可抗力が生じた日から［６０日］以内に前項の協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該不可抗力に対する対応を指示することができる。

４　受注者は、第２項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん

補されるものを除く。以下本条において同じ。）による費用の負担を発注者に請求することができる。

5　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があった場合に、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、第３９条第２項、第４２条第１項若しくは第２項又は第６９条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害額の取片付けに要する費用の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

6　損害の合計額は、次の各号の定めるところにより、第７条１項で締結する単価合意書の記載事項に基づき算定し、単価合意書の記載事項に基づき算定することが不適当な場合には、発注者が算定する。

（１）　工事目的物に関する損害は、損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（２）　工事材料に関する損害は、損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（３）　仮設物又は建設機械器具に関する損害は、損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

7　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第５項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第８章　契約条件の変更等

（全体工程又は事業期間の変更）

第８５条　発注者が全体工程又は事業期間を変更する必要があると認めた場合は発注者と受注者が協議のうえ定める。ただし、協議開始日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。なお、協議開始日については、発注者が実務上合理的に開催可能な日を設定して受注者に通知する。

2　前項の規定による全体工程又は事業期間の変更により、受注者が被った損害、損失又は費用については、受注者の責めに帰すべき場合は受注者が負担し、発注者の責めに帰すべき場合は発注者が負担するものとする。法令等の変更又は不可抗力による場合には、

第８３条又は第８４条に規定する負担方法によるものとする。

（本設計又は本工事の中断）

第８６条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して、本設計又は本工事の中断を命ずることができる。この場合、受注者は、当該命令の解除があるまで、本設計又は本工事を中断しなければならないものとする。

（１）　受注者による本設計又は本工事の実施が本契約、入札説明書等、事業者提案又は法令等に反しているとき。

（２）　発注者が、本設計又は本工事の保安上又は近隣住民の健康上若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めたとき。

（３）　受注者が、相当の期間内に第４８条第６項の改善命令に従わなかったとき。

（４）　その他受注者による本設計又は本工事の実施を中止すべき緊急の事由が生じたとき。

２　前項による本設計又は本工事の中断により受注者が被った損害、損失又は費用については、当該中断が、受注者の責めに帰すべき場合は受注者が負担し、発注者の責めに帰すべき場合は発注者が負担するものとし、法令等の変更又は不可抗力による場合には、第８３条又は第８４条に規定する負担方法によるものとする。

第９章　契約の解除

（発注者の事由による解除）

第８７条　発注者は、本設計又は本工事が必要なくなったと認めた場合には、６０日以上前に受注者に通知のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（受注者の債務不履行等による解除）

第８８条　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、受注者が一定期間内に修復することができなかった場合は、発注者は本契約を解除することができる。

（１）　受注者が、本設計又は本工事に着手すべき時期を過ぎても着手せず、かつ発注者が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき受注者から発注者が満足する説明が得られないとき。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

（２）　受注者を構成する各企業の一が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者によって、当該申立てがなされたとき。

（３）　受注者を構成する各企業の一が、第９８条第１項各号のいずれかに該当した場合、又は本契約に係る入札手続に関する法令等その他本設計又は本工事の実施に悪影響を及ぼす法令等に違反したとき。

（４）　受注者が本契約上の義務に違反し、かつ発注者が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が解消されないとき。

（５）　受注者の責めに帰すべき事由により事業期間内に完成しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
（６）　第３４条第１項第２号に掲げる者を配置しなかったとき。
（７）　前各号に規定する場合のほか、受注者が本契約上の義務に違反し、その違反により本設計又は本工事の目的を達することができないことが明らかであるとき。

（受注者の暴力団等との関与による解除）

第８９条　発注者は、関係行政機関からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
（２）　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
（３）　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
（４）　暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
（５）　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
（６）　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
（７）　役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
（８）　役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

３　発注者は、第１項及び第１４条第３項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（発注者の債務不履行による解除）

第９０条　発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　本契約の規定により要求水準書又は設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　第８６条の規定による本設計又は本工事の中断期間が事業期間の１００分の５０（事業期間の１００分の５０が６月を越えるときは、６月）を越えたとき。ただし、中断が本工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３）　発注者が本契約に違反し、その違反によって受注者による本契約の履行が不可能になったとき。

２　受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項第２号においては、発注者の責に帰すべき事由がないときは、損害賠償の請求をすることができない。

（法令等の変更及び不可抗力による解除）

第９１条　第８３条第３項又は第８４条第３項に基づく協議が整わない場合、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　発注者は、前項にかかわらず、法令等の変更又は不可抗力に起因した発注者の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとする。

（解除の効力）

第９２条　第８７条から第９１条に定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、発注者及び受注者は、次の各号に定めるところにより、工事目的物（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

（１）　第８８条又は第８９条に定めるところにより本契約が解除された場合で、発注者が当該解除後に工事目的物を利用するときは、発注者は、受注者の費用負担において、工事目的物を検査したうえで、検査に合格した工事目的物の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち、受注者に所有権が帰属している部分を受注者から引渡しを受けることができるものとする。発注者が合格部分の支払いをする場合、発注者は、その支払債務と、次条第１項及び同条第３項に定める受注者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、一括払いにより受注者に対して支払うものとする。また、これにより発注者の余の受注者に対する損害賠償請求は妨げられない。

（２）　第８７条又は第９０条の定めるところに従って本契約が解除された場合、発注者は、自己の費用負担において、工事目的物を検査したうえで、合格部分のうち受注者に所有権が帰属している部分を受注者から引渡しを受けることができるものとする。この場合、発注者は受注者に対して、合格部分の支払額及び第９３条第４項に定める損害賠償額の総額を一括払いにより支払う。

（３）　第９１条の定めるところに従って本契約が解除された場合、発注者は、自己の費用負担において、工事目的物を検査したうえで、合格部分のうち受注者に所有権が帰属し

ている部分を受注者から引渡しを受けることができるものとする。この場合発注者は受注者に対し、合格部分の請負代金を一括払いにより支払う。

（４） 前３号に定めるところの検査に際して発注者が必要と認めたときは、発注者は、その理由を事前に受注者に対して通知したうえ、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。当該検査に係る費用は受注者の負担とする。

（損害賠償）

第９３条 第８８条又は第８９条の規定により本契約が解除された場合（ただし、第９８条第１項に該当する場合を除く。）、受注者は、請負代金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払うものとする。

２ 前項の場合において、第１１条第１項第５号の規定により発注者を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、発注者は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

３ 第８８条各項に基づく解除に起因して発注者が被った損害額が第１項の違約金額を上回る場合、受注者は、その差額を発注者に支払うものとする。

４ 第８７条又は第９０条の規定により本契約が解除された場合、発注者は、当該解除により受注者が被った損害額を、受注者に支払うものとする。

５ 第９１条の規定により本契約が解除された場合、発注者は、当該解除により受注者が被った損害額を、受注者に支払うものとする。

（解除に伴う措置）

第９４条 受注者は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者の指示に従って発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、又はき損したとき、若しくは出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、又は原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２ 受注者は、本契約が解除された場合において、本設計貸与品又は貸与品があるときは、当該貸与品を発注者の指示に従って発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、又は原状に復して返還し、その損害を賠償しなければならない。

３ 受注者は、本契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具等、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、発注者の指示に従って、当該物件を撤去するとともに工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４ 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、工事用地等の修復又は取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合におい

ては、受注者は、発注者の処分、修復又は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分、修復又は取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（遅延利息等）

第９５条　発注者は、受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その額に発注者が指定する期間を経過した日から支払い日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項及び同法第１４条に定める割合で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

２　前項に規定する追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項及び同法第１４条に定める割合で計算して得た額の延滞金を追徴する。

（あっせん又は調停）

第９６条　本契約において発注者と受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服ある場合、その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事施工又は監理に関する紛争及び本工事監督員の職務執行に関する紛争については、第４３条第３項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、発注者又は受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（裁判又は仲裁）

第９７条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、前条の規定にかかわらず、第一審の専属管轄裁判所たる福岡地方裁判所に対して訴えを提起することができる。ただし、発注者及び受注者の別途の合意による仲裁合意書に基づき、審査会に対しての仲裁の申請を行うことを妨げない。

第１０章　補 則

（連合等の不正行為に対する違約金）

第９８条　受注者は、受注者が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者に対して、当該連合等の不正行為を行ったことにより発注者に生じた損害の賠償として、請負代金額の１００分の２０に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該命令が独占禁止法第４９条第７項の規定により確定したとき。

（２） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び 第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が独占禁止法第５０条第５項の規定により確定したとき。

（３） 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第６５条から第６７条までの規定による審決（独占禁止法第６６条第３項の規定による原処分の全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第６７条第２項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第７７条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

（４） 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第７７条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

（５） 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治４０年法律第４５号） 第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（６） 納付命令または排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条または第８条第１項第１号もしくは同第２号の規定に違反する行為があったとされた期間および当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（７） 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２ 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

（個人情報の取扱い）

第９９条 受注者は、本契約に係る個人情報について、法令等に従い、適正に取扱わなければならない。

（リスク分担）

第１００条　本契約に定めのない事項については、別紙１（リスク分担表）に基づき必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（補則）

第１０１条　本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙１　リスク分担表

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	発注者（本市）	受注者（事業者）
共通	入札公告資料の提示資料リスク		1	入札公告資料提示資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○	
	応募リスク		2	応募費用の負担		○
	契約締結（未締結・遅延）リスク		3	本市の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの	○	
			4	事業者の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの		○
			5	本市、事業者いずれの責でもない事由により、契約が締結できない、又は契約手続が遅延した場合	△	△
	支払遅延・支払不能リスク		6	本市の支払の遅延又は不能	○	
	制度変更リスク	行政リスク	7	本市の事業方針の変更によるもの	○	
		法令変更リスク	8	本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
			9	上記以外のもの		○
		税制変更リスク	１０	消費税等の税率の変更	○	
			１１	本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益に係る税、消費税を除く）	○	
			１２	法人の利益に係る税の変更		○
		許認可リスク	１３	本市が取得すべき許認可	○	
			１４	事業者が取得すべき許認可		○
	社会リスク	住民対応	１５	施設設置そのものに関する住民対応	○	
			１６	事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境保全	１７	事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等）		○
		第三者賠償	１８	本市の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			１９	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	２０	本市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
			２１	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○
	経済リスク	物価変動リスク	２２	基準(入札説明書等において示す。)を超える変動	○	
			２３	基準(入札説明書等において示す。)を超えない変動		○
		金利変動リスク	２４	金利変動		○
	債務不履行リスク		２５	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
			２６	本市の指示に従わずに事業継続の見込みがない場合		○
			２７	本市の都合により本事業が継続されない場合	○	
	不可抗力リスク		２８	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象等のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
	情報漏洩リスク		２９	本市の帰責事由によるもの	○	
			３０	事業者の帰責事由によるもの		○
	業務実施企業等に関するリスク		３１	事業者が業務を委託し、又は請負わせる企業（協力企業）その他の第三者（その使用人を含む）の使用に係る責任		○
	本市の関連業務に関するリスク		３２	本市が本事業に関連して別途発注する業務において本市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○	
	要求水準リスク		３３	建設された施設・設備が要求水準未達の場合		○

設計段階	設計リスク	設計変更リスク	３４	本市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
			３５	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
		測量・調査リスク	３６	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
			３７	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
施工段階	建設リスク	工事完了の遅延	３８	本市の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			３９	事業者の帰責事由により契約期日までに施設が完工しない場合		○
		工事費増加	４０	本市の指示による工事費の増加	○	
			４１	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		仕様未達	４２	検査等において仕様未達が発見された場合		○
		施設瑕疵リスク	４３	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合		○
		設備機器・備品等納品遅延リスク	４４	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
		施工管理リスク	４５	施工管理に関するもの		○
		一般的損害リスク	４６	引渡し前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

別紙２　受注者が付す保険の概要

（１）建設工事保険
保険契約者：受注者
被保険者：受注者
保険の対象：本工事
保険期間：工事着手予定日当日から工事目的物の引渡し日まで
保険金額：建設工事費
補償する損害：火災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

（２）第三者賠償責任特約
保険契約者：受注者
被保険者：受注者
保険の対象：本工事
保険期間：工事着手予定日を始期とし、工事目的物の引渡し日を終期とする。
填補限度額：対人－１名当たり１億円、１事故当たり１０ 億円
対物－１事故当たり１億円
補償する損害：本工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

発注者の承諾なく、受注者は保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

別紙３　不可抗力の定義

（不可抗力の定義）

不可抗力とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者のいずれにもその責めを帰すことのできない事由（経験ある管理者及び受注者の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由。）をいう。なお、不可抗力の具体例は、次のとおりとする。

（1）　天災その他自然的な事象

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

（2）　人為的な事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、暴動、労働争議等。

（3）　その他

放射能汚染、航空機の落下、追突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失若しくは公権力による占拠、解体、撤去、差押え等。